

株式会社サワライズ ライフケアセンター  
介護福祉士実務者研修養成施設

ケアスクールテラシス 学則

(設置の目的)

第1条 本施設の目的は次の通りとする。

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護福祉に関する専門的な知識・技術を取得し、介護福祉士国家試験の受験資格となる研修を行うことで介護職員として、地域福祉の担い手を育成し、広く地域社会に貢献することを目的とする

(事業者の名称及び施設の名称)

第2条 本研修施設は次の事業者が設置運営するものとする

株式会社サワライズ

福岡県福岡市西区小戸 2 丁目 3-18

2) 本研修施設の名称は下記の通りとし記載の住所に設置する

ケアスクールテラシス

福岡県福岡市西区姪の浜 2 丁目28-43

住宅型有料老人ホーム テラシス桜花 内

(受講年限)

第3条 受講年限は、原則6ヶ月とする

但し、過去に次の研修（介護職員初任者研修・訪問介護員 2 級研修・訪問介護員 1 級研修・介護職員基礎研修）を修了した者については、受講期間が1月以上あり、かつ修了を満たした場合には修了認定できるものとする

(生徒定員および学級数)

第4条 生徒定員は 8 名、学級数は 1 学級とする

(学習課程及び履修方法)

第5条 履修方法については、基本的に通信学習とし、一部面接授業とする

(履修免除科目)

第6条 3条に記載のある研修修了者は、別表 1 に記載科目を履修免除とする

(休業日)

第7条 休業の日は次の通り定める

- i) 日曜日 国民の休日に関する法律に規定する日
- ii) 夏季休業 8月13日～15日
- iii) 年末年始 12月30日～1月3日
- iv) その他 校長の定める場合には休業日を変更する

(受講時期)

第8条 受講時期は、受講開始時期は毎年6月からとする

(受講資格)

第9条 受講資格は次の要件を満たす者とする

- i) 介護福祉士の国家資格取得を目指す者
- ii) 福岡県内に在住している者で、面接授業の受講に支障のない者
- iii) 心身共に健全である者

(受講申込)

第10条 受講を希望する場合は、開校1か月前までに下記書類を提出し指定日までに受講料の支払いを完了し、受講申し込みを行う

- i) 受講申込書
- ii) 身分証明書（運転免許書・パスポート等）
- iii) 履修免除を受ける場合は、修了した研修の修了証・資格証

(休学及び復学、退学)

第11条 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由によって休学しようとする場合は休学届にその事由を記載し、証明書(診断書等)と合わせて提出し、校長の承認を得ることにより、休学扱いとする。但し、休学の期間は最長1年までとし、これを超える場合は退学しなければならない。

2) 前項の者が復学しようとする場合は、復学願いを校長に提出し、その許可を受けなければならない。

3) 受講生が疾病、事故、その他やむを得ない事由で退学しようとする場合は、その事由を記載した書類を提出すること。

(学習の実施)

第12条

履修方法については、通信指導及び添削指導に加え面接授業とする。面接授業の会場は第2条に定める施設とする。課題の提出方法は、郵送(テキスト学習コース)・WEB学習(WEB学習コース)のいずれかとする。

2) 受講者は学習を次に定める方法で進める。

- i) 受講生は当講座で提供される添削問題をテキストに沿って自己学習を行う。
- ii) 期日までに郵送課題学習もしくは、WEB 課題学習を選択しそれぞれの課題提出方法にて回答提出しなければならない。
- iii) 科目ごとに 1 回以上テキストに則った修了課題に取り組み、担当講師は履修課題の修得状況を確認する。
- iv) 担当講師は解答を添削し、評価を行う。不合格となった科目については、再提出、添削等を実施し、基準に達するまで再評価を行う。
- v) 学習の評価については 100 点満点とし下記 3 区分の基準を設ける。
  - A : 85点以上 … よく理解できている
  - B : 84点～70点 … 概ね理解できている
  - C : 69 点以下 … 理解不足により再講習を要すB以上の受講者については評価基準を満たしたものとし、終了認定する。
- vi) 面接授業では、授業開始から 15 分以上遅れた場合は欠席として取り扱う。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとし、欠席した場合は補講を受講しなければならない。面接授業を全日程出席しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定は行わない。
- vii) 自宅での個別学習による質疑応答等には、事務局が電話、FAX、メールなどで対応した後、科目を担当する講師へ連絡し、担当講師より受講者へ指導を行う。

#### (補講)

第 13 条 補講の取り扱いについては以下の通りとする

- i) 研修の一部を疾病または、負傷、天災やその他やむを得ない事由として当スクールが認めた正当な理由があり欠席した場合は、欠席したスクーリングについて補講を行うものとする。
- ii) 補講の申し出は原則として事前に申請することとする。
- iii) 補講にかかる費用は自己負担となる場合があり、1講座(1時間)3,000 円(税込)とする。

#### (修了評価)

第 14 条 当スクールの修了評価は下記の通りとする

- i) 医療的ケア以外の科目は 7 割以上を合格とする。
- ii) 医療的ケアの評価については、所定の手順による演習を所定回数実施し、手順通り行うこととする。各演習の所定回数は次の通りとする。

演習内容	所定回数
口腔内の喀痰吸引	5 回以上
鼻腔内の喀痰吸引	5 回以上
気管カニューレ内部の喀痰吸引	5 回以上
胃ろうによる経管栄養	5 回以上
経鼻経管栄養	5 回以上
救急蘇生法	1 回以上

「喀痰吸引等研修実施要綱」(厚生労働省通知)に基づき実施、評価を行う。

(修了証明書の交付)

第 15 条 修了証明書は、受講者が全科目を履修し、修了評価による研修修了者の認定を受けた場合に交付する。

2) 修了証明書の再発行

修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

但し、修了証明書の再発行にかかる料金については、1枚につき 1,000 円を受講者の負担とする。

(受講料)

第 16 条 受講費用は次のとおりとする。

保 有 資 格	受講料(税抜き)
無 資 格 者	100,000 円
介護職員初任者研修修了者	80,000 円
訪問介護員 2 級課程修了者	80,000 円
訪問介護員 1 級課程修了者	60,000 円
介護職員基礎研修修了者	33,000 円

受講料には、テキスト費、WEB システム使用料、郵送添削課題、介護福祉士国家試験模擬試験費用を含む。

(受講料の返還)

第 17 条 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、開講前の辞退申し出については、次に記載する返戻に応じて返還するものとする。その際の振り込み手数料は受講予定者負担とする。

辞退の申出期限	返還額
開校 14 日前まで	全額返金
開校 3 日前まで	半額返金
開校 2 日前以降	返金なし

#### (教員の組織)

第 18 条 研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- i) 実務者研修養成施設 学校長
- ii) 教務主任 / 専任教員
- iii) 介護過程Ⅲ担当教員
- iv) 医療的ケア担当教員
- v) 事務職員

#### (賞罰)

第 19 条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分とする場合がある。

- i) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- ii) 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者

#### (個人情報の保護)

第 20 条 当法人が知り得た受講予定者及び受講生に係る個人情報は、当法人の定める個人情報に関する基本規程に基づき、適切に取り扱うこととする。

2) 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

#### (その他の事項)

第 21 条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、研修所長が別に それを定める。

#### (附則)

この学則は、2023 年 4 月 1 日から施行する。

別表 保有資格による免除科目(○免除科目 ※スクーリングにて実施)

※ 対面授業(スクーリング)

保有資格	受講時間	ヘルパー 2級	初任者 研修	ヘルパー 1級	基礎研修
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○
社会の理解Ⅱ	30			○	○
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○	○
介護の基本Ⅱ	20	○		○	○
コミュニケーション技術	20			○	○
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○	○
介護過程Ⅰ	20	○	○	○	○
介護過程Ⅱ	25			○	○
介護過程Ⅲ ※	45				○
発達と老化の理解Ⅰ	10			○	○
発達と老化の理解Ⅱ	20			○	○
認知症の理解Ⅰ	10		○	○	○
認知症の理解Ⅱ	20			○	○
障害の理解Ⅰ	10		○	○	○
障害の理解Ⅱ	20			○	○
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○	○
こころとからだのしくみⅡ	60			○	○
医療的ケア※	50				
<b>受講時間</b>	<b>450</b>	<b>320</b>	<b>320</b>	<b>95</b>	<b>50</b>